

事 務 連 絡  
平成19年 7 月 20日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(香港産きくらげ及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号）に基づき実施しているところです。

中国産きくらげについては、平成19年7月3日付け事務連絡によりモニタリング検査を強化しているところですが、同事務連絡中の食品衛生法（以下「法」という。）違反疑いの乾燥きくらげが香港から輸入されたものであることが判明したことから、今後、下記の食品について、法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

また、今般、モニタリング検査の結果、中国産乾燥きくらげにおいて法違反の事例があったことから、引き続き同事務連絡に基づく検査の実施方をお願いします。

記

- 1 対象商品  
香港産きくらげ及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目  
残留農薬（フェンプロパトリンを含む。）

（参 考）

1. 品 名：乾燥きくらげ
2. 生産国：香港
3. 製造者：SANSHAN TRADING CO., LTD.
4. 検査結果：フェンプロパトリン 0.02ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：横浜検疫所（届出受付番号：第2901030830号1欄）

(違反事例)

1. 品名：乾燥きくらげ
2. 生産国：中国
3. 製造者：FUZHOU SHOU SEI FOODS CO., LTD.
4. 検査結果：フェンプロパトリン 0.10ppm (基準値：0.01ppm)
5. 検疫所：横浜検疫所 (届出受付番号：第29010727790号1欄)
6. 輸入者：生方産業株式会社